

令和7年4月21日

公示第694号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条の別表1中の「株式会社電通クリエイティブピクチャーズ 東京都港区」の次に「株式会社電通ジャパン・インターナショナルプランズ 東京都港区」を加える。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条の別表2中の「式会社電通クリエイティブピクチャーズ」の次に「株式会社電通ジャパン・インターナショナルプランズ」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年5月1日から施行する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

4月21日から

掲示期間 ━━━━

4月30日まで